

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部宣男

被告 松崎 参

請求の変更の申立

平成27年4月9日

東京地方裁判所民事第37部 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

小川 隆太郎

小田川 綾音

高井 信也

中島 広勝

永里 桂太郎

細川 潔

本田 麻奈弥

山下 優子

渡邊 彰悟



原告は、被告に対する請求額を金550万円から金880万円に拡張し、次のとおり請求の趣旨を変更する。

### 請求の趣旨の変更

- 1 被告は、原告に対し、金880万円及び内金550万円に対する平成26年11月9日より支払い済みまで、内金330万円については本書送達の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

### 請求の原因の変更

- 1 基本的な請求原因は従前どおりである。
- 2 追加的な請求の原因  
(1) はじめに

原告は、従前の訴状において、「ナノ銀に関する名誉棄損行為」「ホテルの累代飼育について」の名誉棄損行為、並びに『「不正」に類する事実指摘による名誉棄損』について請求の原因を掲げ、それぞれの名誉棄損行為として平成26年9月初旬頃までの表現行為を取り上げた。

そして、訴状において、原告は「7月15日の説明によって被告が実態を理解し、名誉棄損行為が止めばそれでもよいと考えていたが、結局現在に至るも従前のままであり、かつその原告の社会的信用を貶める方向での影響力が止まることがないため、今回の提訴に至った」ことを明示したものの、残念ながら、被告の名誉棄損行為は止むことはなく、その内容はさらにエスカレートしているように見える。訴訟提起後の11月15日のフェイスブックには以下の記述がみられる。

「突然の事態。アベさんから売られたケンカだが、正面からたたかって、アベ氏の暴走・やりたい放題にストップをかけたい。負けられない総力戦だ。アベ氏

がこれまで住民だましていたことや、事実をゆがめ捏造し、自らの得意な主張を住民におしつけてきたことを絶対に許してはならない。」（なお、この時期被告は安倍首相に対する場合にも「アベ」と表記していたが、ここでの記述が訴状送達後であり、「住民」とあることから原告を指していることは事情を知っている人間からみれば当然に理解し得ることである。）

さらに12月17日には、

『科学は再現実験で実証されるが、ニセ科学・インチキ科学は宣伝と裁判で「証明」しようとする。』

と記し、原告を「ニセ科学・インチキ科学」と断じたうえで、その後の表現行為も続けているのである。

## (2) ナノ銀に関する継続的な名誉棄損行為

特にナノ銀に関する名誉棄損行為は以下の通り続いている。(以下はフェイスブックからのみの紹介である)

### ① 平成26年12月23日

ニセ科学、インチキ科学を「インチキだ」と警告すると罰せられるとしたら、おかしな世の中だ。オレオレ詐欺の電話を受けた人に「もしかしてホントに息子さんかも」なんていうことがどんなに危険か、誰にでもわかるはずだ。

### ② 同年12月27日

ナノ純銀にSTAPを嘲笑う資格はない

### ③ 同年12月30日

放射能が消せるクスリがあったらいいと思いませんか？ あったら汚染水の問題などすぐに解決できるのに…。でもそんなクスリはどこにもありません。どんなに「研究」しても無理です。「ある」という人がいたら無知かペテン師です。

### ④ 平成27年1月11日（以下はすべて平成27年）

「溺れる者は藁をもつかむ」というけど、ロープや浮き袋があるのに、溺れている人に藁を差し出すのは、犯罪的だと思う。ニセ科学、ニセ薬って…。

### ⑤ 1月22日

板橋区ホテル館の阿部宣男・元職員の根拠のないウソ話に日本大学工学部長までだまされていたようです。闇は深い

⑥ 2月15日

「ナノ純銀で放射線低減」というニセ科学が政治家に取り入れた瞬間。

⑦ 2月21日

飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」

⑧ 2月26日

インチキ除染にご注意を！ ナノ銀で放射能、放射線は低減できません。

⑨ 3月24日

放射能は消すことはできません。板橋区ホテル生態環境館が、このようなニセ科学、インチキ科学の発信地になってしまったことを究明すべきです。

⑩ 4月3日

ファブリーズでも除染できそうですね RT @a\_ijimaa1: @konamih 訴状のp.8、「ナノ銀担持物質をとおして菌が除去できるのであれば、放射性物質にも効力があるのではないか」って、論理の飛躍がすごいですね。

原告は訴状において「バカげた」、「インチキ」、「詐欺」、「非科学的・ニセ科学」、「トンデモ」「いかがわしい」、「たわ言」、「でっちあげ」であるという事実の摘示が、被告によってなされたことを主張したが、今回も継続して「インチキ科学」「インチキ除染」「ニセ科学」を繰り返すとともに、「無知かペテン師」「根拠のないウソ話」「非科学的な妄想」等と、事実の摘示を行い、もって原告の社会的評価を貶め続けたのである。

### (3) ホテルの累代飼育についての名誉棄損行為

ホテルの飼育に関しても被告は名誉棄損行為を継続している。

① 1月13日

25年間にわたるウソに決着をつけず、あいまいにしたままの方が選挙に有利だというなら、それはたいへん歪んだ政治姿勢だといわなければいけない。

② 1月20日

25年間の飼育実態が何も確認できない。裁判なら疑わしきは罰せずかも知れないが、行政では疑わしきに公金を支出せずが当然。

③ 1月25日

これまで板橋区ホタル生態環境館でおこった事件や成果・業績は、すべて元飼育担当職員による報告や証言によるもので、客観的な事実の裏付け（証拠）があるものは何もありません。

④ 1月26日

うそつきな人でも、その人権は守らなきゃいけない。でも、うそつきな人の社会的信用まで守らなきゃいけないか、というとそうでもない。

⑤ 同上

区の調査で飼育がウソだったことがわかった板橋区ホタル生態環境館。たくさんの政治家・議員もだまされました。 <http://www1.dpj.or.jp/news/>

⑥ 2月9日

「板橋区のいたる所で、平和と幸せにいたる政治をめざす松崎いたるです。4年前の東日本大震災と福島原発事故で、福島県大熊町の人々はふるさとを奪われ、いまだに帰ることが出来ません。その大熊町の人たちの、ささやかな希望の光となってきたのが、大熊町のホタルを25年間、代々飼育してきたとされていた、板橋区ホタル生態環境館でした。しかし、そのホタル館で大きなウソ、大きな不正が明らかになりました。

実際には飼育せずに、区民には、よそから持ちこんだ別のホタルを見せていたというのです。

⑦ 2月21日

板橋区ホタル生態環境館での25年間にわたる飼育偽装事件を考えると、飼育担当職員の非科学的な妄想にもとづく「実験」「研究」もあわせて考えないと事件全体を把握することはできません。

原告は訴状の段階でなされてきた累代飼育に関する被告の表現行為によって飼育の実態が存在しないという事実の摘示を被告が行ってきたことを主張したが、その表現行為が上記のように継続し、原告のホタル飼育の専門家としての信用を貶め続けていることは明白である。

### 3 損害について

原告は訴状の中で、損害を論ずる中で、「特に、被告が日本共産党の板橋区区議会議員であるという立場を有するために、その影響は極めて甚大である」であることを指摘し、「日本共産党の区議である被告から、ホテルの飼育もナノ銀もあらゆる面で原告のこれまでの蓄積した社会的評価を否定されているのであるから、信用失墜の影響ははかりしれない」ことをあえて述べた。

しかし残念ながら、既述のとおり被告の表現行為にみる限り、被告はその意味を十分に理解されなかったようである。

しかも、原告は特に侮蔑的な表現ということにも触れ、「あたかも原告及び原告の周囲で支えてくれている人たちをカルト集団かのようにみている姿勢」によって、原告が精神的打撃を被り、『似て非なるもの 「松崎いたる」と「板橋ホテル」』（甲1・129頁）という表現によって侮蔑されていると感じることを指摘した。

ところが、このことに対して被告はフェイスブック上で、「これがどうして侮辱になるのか？ じつはよくわからない。」（4月4日付）と書き込んだ。なぜわからないのかまったく理解できないが、被告は名誉棄損行為による人の社会的信用の失墜という問題や名誉感情に対する侵害を全く意に介するそぶりすら示さないのである。

また上記のカルト集団かのようにみる姿勢はさらに露骨になっている。

3月19日、被告は「サリン事件から20年。カルトは根絶されていない。」と書き込んでおいて、翌3月20日には「宗教ではなく、環境を標ぼうするカルトもある。どちらも不安に付け入るのは同じ。」とし、同日「オウムとホテルは似ている」とも書き込んでいるのである。

少し戻ると、2月21日、「飼育偽装」について書き込んでいるその日に「私もポアされるかもしれない」との書き込みがある。

つまり、原告とその支援者は被告にとってカルトでありオウム真理教と同じような社会的次元においてしかとらえられないと述べているのである。これらの言動によって相手が侮蔑されないと考えること自体が不自然であって、被告はあえてこのような表現を選択し、原告の評価を貶めているのである。

自らの表現がいかにかに人の精神に影響を与えるかについて被告はあまり頓着していないようにもみえるので、最後に以下の2つの書き込みを指摘しておく。

1月13日

『ナチスの「ユダヤ人迫害」はたんなる「人種偏見」ではなく「人種間には優劣がある」という“科学的根拠”があると、当時は説明されていたことを忘れていけない。もちろんそれは本物の科学とは真逆のニセ科学だったが、多くの人は実際にだまされた。21世紀のいま「もう二度とダマされない」といえるのだろうか?』

1月25日

『規模は違うが「イスラム国」が「オウム真理教」にダブってみえる。ほんの20年前には、日本にも信仰を騙った残虐な集団があった。』

被告のこれらの表現によって、原告はナチスやイスラム国と同次元にされたと感じる。このように感じる人間の感情は被告にとっては尊重に値しないということかもしれないが、少なくとも原告にとっては、大きく精神的に傷つけられることである。

被告は、やはり書き込みの中で「うそつきな人でも、その人権は守らなきゃいけない。でも、うそつきな人の社会的信用まで守らなきゃいけないか、というところでもない」（1月26日）と記している。原告は「うそつきな人」であるからその社会的信用は守る必要がないと考えているのであろうが、社会的信用も人の人格ひいては人権にかかわることである。

以上のとおり、原告は被告の継続的な名誉毀損行為によって、さらなる損害を被っており、その損害は300万円をくだらない。そしてこの300万円の請求についても10%の弁護士費用が必要となるので、原告は追加的に330万円を拡張するものである。

以上